

「其の」と聞然の事なむ。

さう。遂に労働業の資本家の組織が、労組の勢力を抑制する爲め、高票を以て労働者自身を、選挙の候補として選ぶ。この六百八十票を以て、労働者自身を、選挙の候補として選ぶ。労働者は、選挙の候補として選ぶ。労働者は、選挙の候補として選ぶ。労働者は、選挙の候補として選ぶ。

（選挙の組織）  
日本労働組合の組織は、選挙の組織として選ぶ。労働者は、選挙の候補として選ぶ。労働者は、選挙の候補として選ぶ。労働者は、選挙の候補として選ぶ。

労働者は、選挙の候補として選ぶ。

労働者は、選挙の候補として選ぶ。労働者は、選挙の候補として選ぶ。労働者は、選挙の候補として選ぶ。労働者は、選挙の候補として選ぶ。労働者は、選挙の候補として選ぶ。労働者は、選挙の候補として選ぶ。労働者は、選挙の候補として選ぶ。労働者は、選挙の候補として選ぶ。労働者は、選挙の候補として選ぶ。労働者は、選挙の候補として選ぶ。

斯くの如き日本政府の従來の處置は明かにベルサイユ條約第三百八十九條の根本精神に、その國の労働階級の利益を最もよく代表せしめんとする――を蹂躪し、以つて労働組合運動發達を阻害せんとする意思より出でたる行爲である。而して日本政府は此の労働組合壓迫を辯護する爲に、ベルサイユ條約第三百八十九條に對して單なる形式的解釋を以つてした。然しながら吾々は日本政府の此の見解が如何に不當であるかを説明する爲に多くの言葉を必要としない。只第四回の總會に於ける同志棚橋君の抗議書及び第五回總會に於ける、ジュオー、ブルートン、メルテンス、宇野等四氏の日本労働代表資格問題に就てなせる演説を指摘すれば十分である。

夫れ故に吾々は斯くの如き日本政府の處置によりて任命されたる官選労働委員の資格に關しては、労働總會は當然之を否認するであらう事を期待して第一回及第三回の總會に嚴重なる抗議書を提出したのであつた。然るに意外にも毎回の總會は之れを承認したるのみ